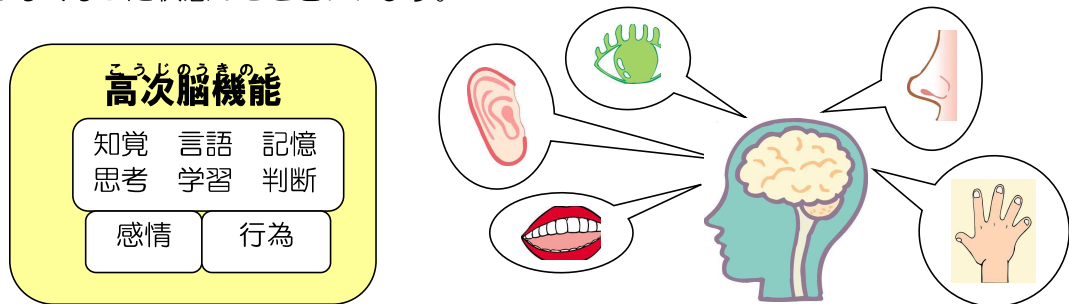


高次脳機能障害と診断された患者様・ご家族・支援に関わる方へ

脳は外界から送られてくる様々な刺激をとらえ、言葉や動作に置き換えたり、学習したり、記憶します。脳は、さらに記憶した知識や経験から、判断をしたりもします。また、人間の脳の働きには、感じる（感情）、意志などの情緒機能もあります。こうした人間特有の高度な脳の働きを「高次脳機能」といいます。

「高次脳機能障害」とは、事故や病気などで脳が損傷されて、脳の精密な情報処理（高次脳機能）がうまくいかなくなった状態のことをいいます。



★原因は… 大きく分けて次の3つがあります。

- 1 脳の外傷
(交通事故、転落事故、スポーツ中の転倒など)
- 2 脳の炎症や、酸素不足
(脳炎、窒息や喘息発作・心肺停止等による低酸素脳症、脳腫瘍など)
- 3 脳の血管が切れたり、詰まったりすること
(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞など)

★症状は？

事故や病気などで脳が損傷された場所によって症状は様々です。古くから知られる高次脳機能障害に、失語・失認・失行がありますが、最近では、「注意障害」、「記憶障害」、「遂行機能障害」、「社会的行動障害」等を主な症状とし、それにより日常生活や社会生活に困難をきたすものを、「高次脳機能障害」と呼んでいます。

こうじのうきのうしょうがい

—高次脳機能障害の主な症状—

ちゅういしょうがい 注意障害	ぼんやりしていて、何かをしようとミスばかりする。いくつかのことを同時にしようとすると混乱する。
きおくしょうがい 記憶障害	物の置き場所を忘れる。新しいできごとを覚えていられなくなる。そのために、何度も同じことを繰り返し質問したりする。
すいこうきのうしょうがい 遂行機能障害	自分で計画を立ててものごとを実行することができない。人に指示してもらわないと何もできなかつたり、行き当たりばったりの行動をする。
しゃかいてきこうどうしょうがい 社会的行動障害	感情や欲求のコントロールができなくなる、相手の立場や気持ちを思いやれなくなる、一つの物事に固執する、意欲がなくなる 等。
びょうしきけつらく 病識欠落	自分が障害をもっていることをうまく認識できず、障害がないかのようにふるまったり、言ったりする。
その他	失語、失行（麻痺はないのに、道具がうまく使えない等）、失認（目は見えるのに、物や形や色の理解ができない。半空間無視等）の症状や人格の変化が生じたりします。

どんな支援やサービスがあるの…？

障害の程度など個々の条件により利用できる制度が異なるため、詳しく知りたい場合には、

- ・ 各サービスの窓口
- ・ 裏面の関係機関
- ・ 病院の相談室、医療ソーシャルワーカーなどにお尋ねください。

○障害福祉サービス

	内容	窓口
障害者手帳	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得することで税金や公共料金等の優遇などが受けられます。（高次脳機能障害の診断名で精神障害者保健福祉手帳を取得することができます。）	市町 障害福祉担当 （医師の診断書が必要）
障害者総合支援法によるサービス	自立支援給付（ <u>就労や自立生活に向けた訓練サービス</u> ・ホームヘルプ・短期入所・身体障害の補装具購入に係る費用支給など）や地域生活支援事業（ <u>日中活動場所の提供</u> ・権利擁護支援など）が受けられます。	市町 障害福祉担当 （障害者手帳や医師の診断書が必要）

○介護保険サービス

	内容	窓口
介護保険制度	介護や支援が必要と認定された時に利用できます（通所サービス、訪問サービス、施設の利用など）。原則は65歳以上が対象ですが、40歳以上の脳血管疾患など介護保険の対象となる場合、介護保険が優先されます。※	市町 介護保険担当

※ ただし、介護保険にないサービス（就労や自立生活に向けた訓練サービスなど）は、障害者総合支援法によるサービスも併用することができます。

○医療費

	内容	窓口
高額療養費制度	月額医療費自己負担分について限度額を超えて支払った場合に、その超えた金額を支給する制度です。	市町・会社の健康保険組合
自立支援医療（精神通院）	継続的な通院治療が必要な場合に、通院の自己負担が減額されます。	市町 障害福祉担当

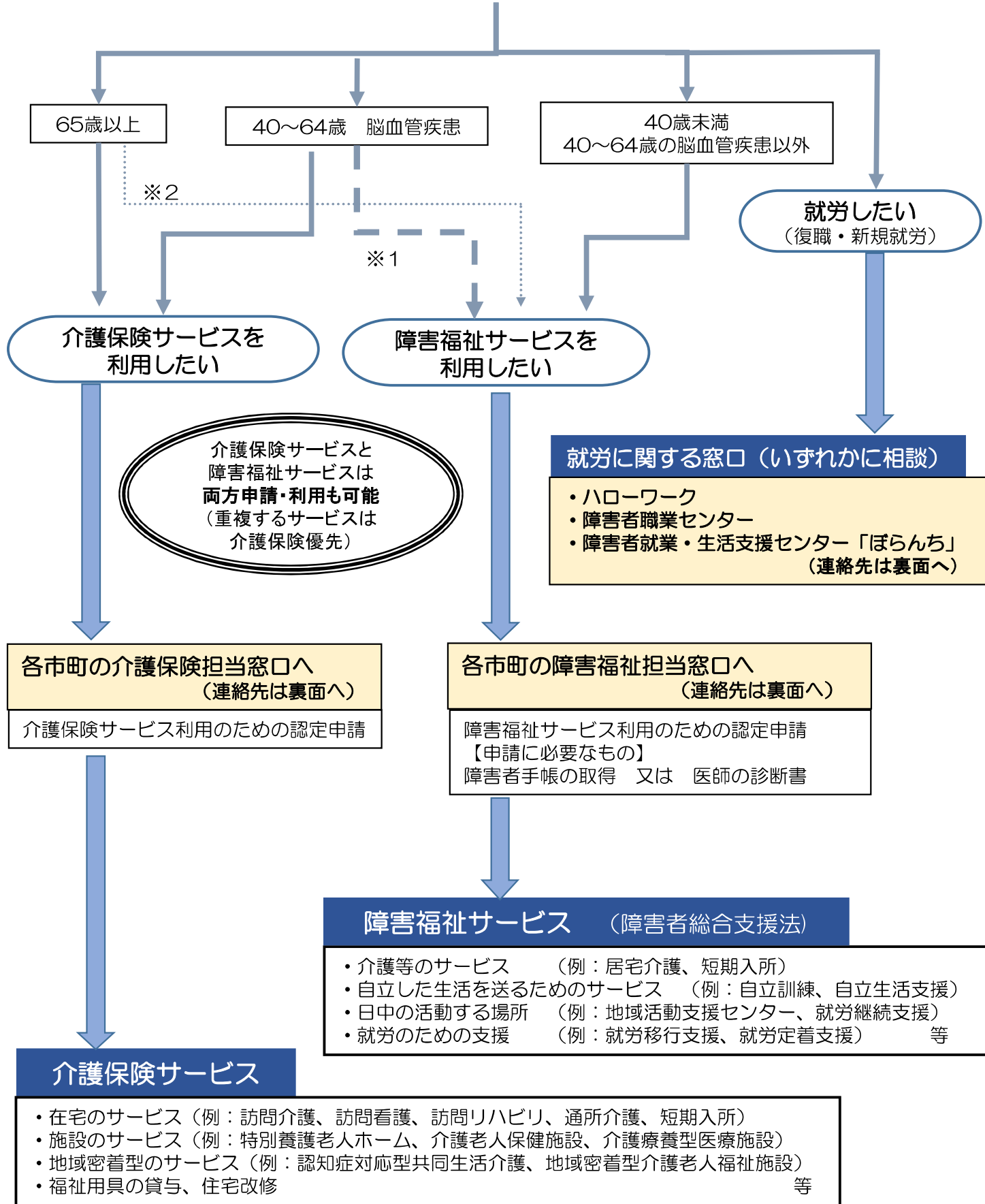
○休業補償・年金・賠償制度・交通事故等※

	内容	窓口
傷病手当金（国保は対象外）	病気や怪我で連続して3日以上休んだ場合、4日目から最高1年半、給料の3分の2が支給されます。	会社の健康保険組合・年金事務所
障害基礎年金	障害の程度に応じて、障害基礎年金が支給されます。（年金加入者が対象）	市町 年金担当課
障害厚生（共済）年金	障害の程度に応じて、障害基礎年金＋障害厚生年金が支給されます。（厚生（共済）年金加入者が対象）	年金事務所
労働者災害補償保険	業務中の事故及び通勤途上の事故等には労災が適用される可能性があります。	会社の労務担当者・労働基準監督署
自動車保険	自賠責保険による保障・任意保険による保障があります。	各保険会社
交通事故に関する相談	交通事故被害者やそのご家族等の皆さまへ、事故に関するお困りごとに応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内しています。	NASVA 交通事故被害者ホットライン 0570-000738

※お困りの際には、弁護士へ相談することもできます。

相談先フローチャート

高次脳機能障害の診断あり



※1 原則として介護保険優先。介護保険にないサービスは障害福祉サービスの利用も可能。

※2 原則として介護保険優先。障害者手帳の申請は可能。

各種相談窓口

○各市町の障害福祉・介護保険担当窓口

生活上で困っていることがある、障害者手帳を取得したい、障害福祉サービスや介護保険サービスについて知りたい／利用したい、などについてご相談ください。

地区	障害福祉担当		介護保険担当	
島田市	福祉課	0547-36-7154	長寿介護課	0547-34-3294
焼津市	障害福祉課	054-631-5532	介護保険課	054-626-1167
藤枝市	障害福祉課	054-643-3149	介護福祉課	054-646-0294
牧之原市	福祉子ども相談センター	0548-23-0078	長寿介護課	0548-23-0076
吉田町	福祉課	0548-33-2104	福祉課	0548-33-2106
川根本町	健康福祉課	0547-56-2224	高齢者福祉課	0547-56-2234

○就労についての相談

就労・復職したい、自分にあった働き方を相談したい、就労に向けて支援を受けたい、障害者雇用について知りたいなど就労についてご相談ください。

担当	住所	電話番号
ハローワーク焼津	焼津市駅北1-6-22	054-628-5155
ハローワーク島田	島田市本通1丁目4677-4	0547-36-8609
ハローワーク榛原	牧之原市細江4138-1	0548-22-0148
静岡障害者職業センター	静岡市葵区黒金町59-6	054-652-3322
障害者就業・生活支援センター ぼらんち	島田市東町241	0547-36-8985

○高次脳機能障害医療等総合相談（予約制・無料）

県内の各健康福祉センターにてリハビリテーション科医師などによる相談を行います。静岡市・志太榛原地域では奇数月に1回相談会を開催しています。詳細については担当課までお問合せください。

担当	住所	電話番号
中部健康福祉センター福祉課	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9281

○高次脳機能障害支援拠点機関

高次脳機能障害に関する相談支援や関係機関との連絡調整を行います。

地区	支援拠点機関	相談受付
中部 静岡市 志太榛原	(福)明光会 サポートセンターコンパス北斗 (静岡市葵区慈悲尾180) 電話 054-278-7828 Email : satuki.hokuto3019@meikoukai.or.jp	月～金曜日8:30～17:30 休日は土・日・祝日 (予約で受け付けます)

県内の支援拠点機関については静岡県ホームページにてご確認ください。
<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-320/20191127.html>

○NPO 法人高次脳機能障害サポートネットしずおか・脳外傷友の会「しずおか」

同じ障害をもつ方やそのご家族の集まりです。悩みを語りあったり、互いに励まし、助けあうところです。

障害の正しい理解や福祉制度を学ぶための活動、社会に対して障害の理解を求める働きかけもおこなっています。西部・中部・東部地区ごとで毎月勉強会を行っています。下記にお問い合わせください。

中部 滝川方 (TEL 054-622-7405)	NPO 法人高次脳機能障害サポートネットしずおか (ホームページ) https://kazu549.wixsite.com/website 脳外傷友の会「しずおか」 (ホームページ) https://www.tomonokaisizuoka.net/ (ブログ) http://nougaisizu.hamazo.tv/
西部 渡邊方 (TEL 053-457-5898)	
県全域 小関方 (TEL 0537-24-0608)	

(令和5年7月 静岡県中部健康福祉センター)